

令和 6 年 11 月 25 日

生駒市議会議長
吉村 善明 殿

生駒市議会
絆

議会運営に係る提案について

このことについて、下記の通り提案いたします。

記

1. 委員外議員及び分科会外委員の発言を活用した委員会審査について

【目的】

現在の委員会運営では、委員外議員もしくは分科会外委員の発言を受けて、再度、委員もしくは分科会委員が発言をすることができないている。そのため、委員会審査において委員外議員もしくは分科会外委員の発言を有効に活用することができているとは言えない状況である。そこで、委員外議員もしくは分科会外委員の発言を受けて、再度、委員もしくは分科会委員が発言をすることを可能とすることにより、さらに充実した委員会審査を行うことを目指す。

【提案】

- ・委員外議員は、付託議案のみならず、調査事項についても発言することができることを申合せる。
- ・委員外議員は、委員の発言が一区切りしたと考えられる時点で、挙手により発言の申し出をする。
- ・新年度予算を審査する予算委員会及び決算審査特別委員会における分科会外委員は、部ごとに分科会委員の総括的な発言が一区切りしたと考えられる時点で、挙手により発言の申し出をする。
- ・補正予算を審査する予算委員会における分科会外委員は、部ごとに分科会委員の発言が一区切りしたと考えられる時点で、挙手により発言の申し出をする。
- ・委員外議員もしくは分科会外委員が質疑を行った箇所に限り、再度、委員もしくは分科会委員は発言をすることができる。

- ・委員外議員もしくは分科会外委員の質疑の後に、他の委員外議員もしくは分科会外委員が同じ箇所では質疑をしたい場合には、続いて発言の申し出をする。ただし、委員もしくは分科会委員から挙手がある場合は、委員もしくは分科会委員の発言が優先される。

- ・予算委員会に係る運営指針第 4 条第 1 項を次の通り改める。

分科会に所属する委員（以下、「分科会委員」という。）による質疑等及び当該分科会委員以外の委員の質疑等を行った後、質疑等を終結するものとし、表決のための予算委員会は、後日開催するものとする。